

筑前町選挙管理委員会告示第 33 号

選挙人名簿の選挙時登録基準日及び登録日について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

1 選挙人名簿登録基準日

令和 9 年 1 月 18 日

ただし、年齢については、選挙の期日をもって算定する。

2 選挙人名簿登録日

令和 9 年 1 月 18 日

筑前町選挙管理委員会告示第 34 号

ポスター掲示場の設置場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 4 項の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

ポスター掲示場の設置場所一覧

投票区	番号	設 置 場 所	目 標 物
第 1 (6)	1	大塚73番地2	大塚消防詰所横
	2	弥永972番地4	弥永交差点付近
	3	依井921番地1	依井お宮内
	4	新町217番地2	依井新町交差点（南側）
	5	依井1402番地12	金町地区公園内
	6	依井1304番地1	隣保館前
第 2 (8)	7	久光265番地2	北新町交差点
	8	新町418番地7	西鉄新町バス停（甘木方面行）
	9	朝園2000番地109	朝園消防詰所横
	10	高上133番地1	高上健康公園横
	11	高上200番地2	高上公民館横
	12	大久保286番地1	大久保三叉路付近
	13	野町1122番地1	野町公民館付近
	14	野町1586番地1	野町南分水工付近
第 3 (8)	15	高田268番地	高田代々集会所横
	16	高田389番地2	高田下組お宮境内前
	17	山隈961番地1	山隈公民館内
	18	山隈1341番地12	町営住宅寿団地跡地
	19	山隈1647番地10	ホープタウン山隈公園内
	20	原地蔵2510番地	豊洋精工(株)前
	21	高田417番地32	甘木鉄道太刀洗駅前ロータリー付近
	22	高田2172番地4	三輪南公園内
第 4 (9)	23	栗田635番地3	栗田運動公園内
	24	栗田1195番地2	第 5 分団消防コミュニティセンター内
	25	森山521番地	北部運動公園
	26	当所213番地2	當所神社内防火水槽
	27	当所253番地	当所グラウンド前
	28	当所75番地40	西鉄当所バス停（福岡方面行）
	29	栗田1371番地5	西鉄栗田バス停（福岡方面行）
	30	上高場2231番地2	安田宝満様北東
	31	上高場1784番地1	藤の里公園前

ポスター掲示場の設置場所一覧

投票区	番号	設 置 場 所	目 標 物
第 5 (4)	32	櫛木423番地9	櫛木集落入口
	33	三箇山1042番地3	三箇山集落内
	34	三箇山508番地56	第二野の花学園入口手前ロータリー
	35	三箇山220番地	黒岩橋付近
第 6 (10)	36	曽根田922番地2	坂根集落入口前
	37	曽根田1481番地9	第 1 分団格納庫横
	38	三並1337番地2	三並郵便局横
	39	三並848番地2	三並交差点付近
	40	畑嶋481番地1	畑嶋公民館向かい側
	41	三並1754番地4	八並集落入口付近
	42	長者町615番地	長者町公民館入口
	43	長者町274番地3	西鉄長者町バス停（甘木方面行）
	44	篠隈42番地2	大膳松点滅信号交差点付近
	45	曽根田2358番地4	昭和カントリー南側 5 差路交差点付近
第 7 (9)	46	砥上980番地2	砥上公民館横
	47	赤坂2581番地2	赤坂公民館西側
	48	吹田1697番地2	吹田公民館横
	49	中牟田145番地1	中牟田小学校西側入口
	50	松延730番地1	天神川松延新橋横
	51	松延333番地3	西鉄松延バス停（甘木方面行）
	52	石櫃130番地2	西鉄石櫃バス停（福岡方面行）
	53	中牟田740番地5	中牟田観音橋付近
	54	中牟田1238番地	下原公民館前
第 8 (8)	55	朝日533番地2	朝日西コミュニティセンター前
	56	朝日528番地8	山家川右岸朝日橋付近（甘木方面行）
	57	朝日267番地	朝日高原公民館
	58	中牟田380番地1	蔵役交差点横
	59	朝日567番地9	サンビレッジ朝日ヶ丘前
	60	二216番地2	二公民館内
	61	二131番地2	西鉄山家道バス停（甘木方面行）
	62	朝日963番地6	カーサ朝日ヶ丘マンション横公園

ポスター掲示場の設置場所一覧

投票区	番号	設 置 場 所	目 標 物
第9 (8)	63	東小田2869番地3	丸町交差点内
	64	東小田1835番地2	やす幼稚園運動場北側
	65	東小田1559番地4	農業者トレーニングセンター入口
	66	東小田3629番地1	百万池公園入口付近
	67	篠隈507番地4	安の里公園入口付近
	68	篠隈246番地1	篠隈保育所
	69	篠隈350番地1	筑前町役場東側町営駐車場入口
	70	篠隈339番地1	筑前町公民館支館入口
第10 (8)	71	東小田3286番地9	福島区第一ステーション北側公園前
	72	東小田3305番地	夜須郵便局駐車場前
	73	東小田436番地1	東小田小学校正門横
	74	安野18番地1	安野公民館前
	75	四三嶋1598番地3	四三嶋公民館西側交差点付近
	76	四三嶋891番地7	草場川四三嶋新橋付近
	77	下高場1900番地3	第3分団格納庫入口
	78	篠隈158番地36	消防署西部分署北側

第1～第4投票区・・・三輪地区

第5～第10投票区・・・夜須地区

筑前町選挙管理委員会告示第 35 号

ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示することができる日について

令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場に、選挙運動用ポスターを掲示することができる日について次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 86 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定による候補者届の受理後とする。

筑前町選挙管理委員会告示第 36 号

電磁的記録式投票機における表示について

筑前町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例（令和 8 年筑前町条例第 17 号）第 3 条の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙に用いる電磁的記録式投票機の表示方法は、同条第 2 号の方法とする。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

筑前町選挙管理委員会告示第 37 号

投票用紙（記名式）の様式について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 45 条第 2 項の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙に用いる投票用紙（記名式）の様式を別紙 1（不在者投票及び仮投票用紙）及び別紙 2（点字投票用紙）のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

別紙 1（不在者投票及び仮投票用紙）

80 mm	
こうほしやしめい 候補者氏名	ちゅうい 注 意 一 こうほしやしめい らんない ひとりか 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 こうほしや もの しめい か 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 令和九年一月二十四日執行 筑前町議会議員一般選挙投票 筑前町選 挙管理委 員会之印
128 mm	

仕様

- 1 投票用紙の大きさは、縦128mm、横80mmとする。
- 2 用紙の色はうすい桃色とし、文字、線は黒色で印刷する。
- 3 投票用紙に押印すべき印は、「筑前町選挙管理委員会之印」とし、黒色で刷込む。

別紙 2 (点字投票用紙)

80 mm	
こうほしやしめい 候補者氏名	ちゅうい 注 意 一 こうほしやしめい らんない ひとりか 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 こうほしや もの しめい か 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 点字投票 令和九年一月二十四日執行 筑前町議会議員一般選挙投票 筑前町選挙管理委員会之印
128 mm	

仕様

- 1 投票用紙の大きさは、縦128mm、横80mmとする。
- 2 用紙の色はうすい桃色とし、文字、線は黒色で印刷する。
ただし、点字投票部分は朱色で印刷する。
- 3 投票用紙に押印すべき印は、「筑前町選挙管理委員会之印」とし、黒色で刷込む。

筑前町選挙管理委員会告示第 38 号

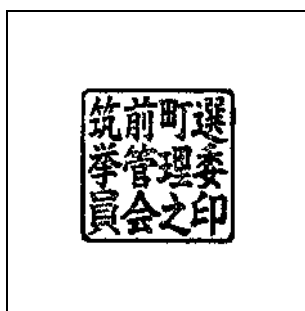
投票用封筒等に押すべき印について

公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）別記第 9 号様式備考 3、同規則別記第 11 号様式備考 2 及び同規則別記第 13 号様式の 7 備考 1 において準用する同規則別記第 5 号様式備考 5 及び 6 の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒及び郵便による不在者投票用外封筒に刷込むべき印は、次のとおりとする。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

- 1 印の種類 筑前町選挙管理委員会之印



- 2 印影の表示 黒色による刷込み式

筑前町選挙管理委員会告示第 39 号

不在者投票の事務を取り扱う場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

1 施設の名称

筑前町役場本庁舎 2 階 202 会議室

2 所在地

筑前町篠隈 373 番地

筑前町選挙管理委員会告示第 40 号

不在者投票の投票用紙及び封筒を交付する場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び封筒を交付する場所を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

1 施設の名称

筑前町役場本庁舎 2 階 202 会議室

2 所在地

筑前町篠隈 373 番地

筑前町選挙管理委員会告示第 41 号

不在者投票用紙等の告示日以前における郵便等をもって発送を開始
する日について

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 53 条第 1 項の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙に係る不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付請求を受けた場合において、当該選挙の告示日以前に、郵便等をもって発送を開始する日を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

郵便等をもって発送を開始する日

令和 9 年 1 月 14 日

筑前町選挙管理委員会告示第 42 号

候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじについて

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

1 場 所

筑前町篠隈 373 番地 筑前町役場 本庁舎 2 階 庁議室

2 日 時

令和 9 年 1 月 19 日 午後 5 時 10 分

筑前町選挙管理委員会告示第 43 号

選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじについて

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 172 条の 2 の規定に基づく筑前町選挙公報の発行に関する条例（平成 17 年筑前町条例第 8 号）第 4 条第 2 項の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

1 場 所

筑前町篠隈 373 番地 筑前町役場 本庁舎 2 階 庁議室

2 日 時

令和 9 年 1 月 19 日 午後 5 時 10 分

筑前町選挙管理委員会告示第 44 号

期日前投票所の指定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により準用する同法第 39 条の読替規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における期日前投票所を次のとおり指定する。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

1 期日前投票所の場所及び施設の名称

筑前町篠隈 373 番地 筑前町役場本庁舎 2 階 202 会議室

筑前町新町 440 番地 筑前町男女共同参画センター リブラ 1 階 講習室

2 設置する期間

令和 9 年 1 月 20 日から令和 9 年 1 月 23 日まで

筑前町選挙管理委員会告示第 45 号

投票所の指定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における投票所を次のとおり指定する。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

投票区	投票所名	施設の名称	所在地
第 1	第 1 投票所	依井コミュニティセンター	依井 540 番地 16
第 2	第 2 投票所	めくばーる町民ホール	久光 951 番地 1
第 3	第 3 投票所	ちくぜん少年大使館	高田 2317 番地 1
第 4	第 4 投票所	栗田公民館	栗田 1681 番地 1
第 5	第 5 投票所	第二野の花学園	三箇山 1162 番地 2
第 6	第 6 投票所	三並小学校体育館	三並 1354 番地 1
第 7	第 7 投票所	中牟田小学校体育館	中牟田 145 番地 1
第 8	第 8 投票所	朝日西コミュニティセンター	朝日 505 番地 5
第 9	第 9 投票所	コスモスプラザ敬老館	篠隈 373 番地
第10	第10投票所	東小田小学校体育館	東小田 436 番地 1

筑前町選挙管理委員会告示第 46 号

投票所を閉じる時刻の繰上げについて

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

- 1 投票所名
 第 5 投票所
- 2 投票所を閉じる時刻
 午後 7 時

筑前町選挙管理委員会告示第 47 号

選挙長及び同職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 3 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条第 1 項の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

1 選挙長

筑前町大塚 371 番地 前 田 義 徳

2 選挙長の職務を代理すべき者

筑前町篠隈 225 番地 133 島 村 久 雄

筑前町選挙管理委員会告示第 48 号

選挙長事務を取り扱う場所について

令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における選挙長事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

1 施設の名称

筑前町役場本庁舎 2 階 202 会議室

2 所在地

筑前町篠隈 373 番地

筑前町選挙管理委員会告示第 49 号

選挙会を開催する場所及び日時について

令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における選挙会を開催する場所及び日時を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

1 場 所

筑前町篠隈 373 番地

筑前町コスモスプラザ生涯学習館 2 階 会議室 1 ・ 2 ・ 3

2 日 時

令和 9 年 1 月 24 日 午後 9 時から

筑前町選挙管理委員会告示第 50 号

開票事務と選挙会事務の合同について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 1 項の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における開票の事務を、選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

筑前町選挙管理委員会告示第 51 号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償並びに報酬の最高額について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における選挙運動に従事する者等に対し支給することができる実費弁償並びに報酬の最高額を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

- 1 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償
 - (1) 車 賃 実費額
 - (2) 宿泊料 1 夜につき 23,000 円（食事料 2 食分を含む。）
 - (3) 弁当料 1 食につき 1,500 円 1 日につき 4,500 円
 - (4) 茶菓料 1 日につき 1,000 円
- 2 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる報酬
 - (1) 事務員 1 日につき 15,000 円
 - (2) 車上運動員 1 日につき 20,000 円
 - (3) 手話通訳者 1 日につき 20,000 円
 - (4) 要約筆記者 1 日につき 20,000 円
- 3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償
 - (1) 車 賃 実費額
 - (2) 宿泊料 1 夜につき 20,000 円（食事料を除く。）
- 4 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬
 - (1) 基本日額 10,000 円
 - (2) 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割

筑前町選挙管理委員会告示第 52 号

選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 2 項の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における候補者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨については、次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

公表の方法

筑前町公告式規則に則った方法により掲示する。

筑前町選挙管理委員会告示第 53 号

期日前投票所の投票立会人の選任について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 5 項の規定により読み替える同法第 38 条第 1 項の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任する。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

投票所	期 日	住所及び氏名	住所及び氏名
本庁舎	1 月 20 日	尾中 佳子	森田 誠至
	1 月 21 日	白仁田 咲子	徳永 和浩
	1 月 22 日	堤 昭彦	原 十三日
	1 月 23 日	井手 夏美	白仁田 静
リブラ	1 月 20 日	高橋 憲一	山崎 秀幸
	1 月 21 日	金子 典子	高橋 敏子
	1 月 22 日	酒井 忠正	西依 昭
	1 月 23 日	北原 美香	山崎 秀幸

筑前町選挙管理委員会告示第 54 号

投票立会人の選任について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 38 条第 1 項の規定により、令和 9 年 1 月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙における投票立会人を次のとおり選任する。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

投票所	住所及び氏名	住所及び氏名
第 1 投票所	梅原 良男	調整中
第 2 投票所	崎元 チズ子	渡田 明子
第 3 投票所	大野 富美子	中村 稔
第 4 投票所	調整中	調整中
第 5 投票所	知念 仁由	手塚 和則
第 6 投票所	久家 久喜	村井 通子
第 7 投票所	藤田 幸樹	八尋 雄一
第 8 投票所	大里 雅美	藤原 美紗
第 9 投票所	櫻井 聡一郎	平山 妙子
第 10 投票所	江口 靖彦	調整中